

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県内のハローワークの業務体制について  
～相談、申請などは「電話」、「電子申請」、「郵送」を引き続きご利用ください～

#### 【趣旨】

新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県で解除され、また、群馬県の「新型コロナウイルス感染症に係る「社会経済活動再開に向けたガイドライン」」に基づく警戒度が 3 から 2 に引き下げられましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から県内の「**ハローワークの業務体制**」を以下のとおり運営させていただくこととしました。

つきましては、感染拡大防止のため、引き続き、**ハローワークインターネットサービス**（求人情報収集）、**電話**（職業相談等）、**電子申請**（雇用保険各種手続き）、**郵送**（雇用保険各種手続き、助成金）の活用をお願いします。

#### 【対応期間】

令和 2 年 6 月 1 日から

#### 【業務体制】

○ **県内全ハローワーク**につきましては、**3 つの密を回避**するため**窓口体制**を以下のとおり運営させていただきます。

#### 【窓口のご案内】

##### ◇ お仕事を探されている方

##### ○ **初めて失業給付の手続きをされる方**

本人確認等が必要なため、管轄のハローワークまで来所いただくようお願いいたします。

##### ○ **失業認定を受けられる方**

来所による失業の認定も可能ですが、引き続き、指定されている失業認定日当日以降 7 日以内の消印にて「雇用保険受給資格者証」、（必要事項を記載いただいた）「失業認定申告書」、「ご本人宛返信用封筒」（申し訳ございませんが切手代等が自己負担となります）を管轄のハローワークにご郵送いただくことで、失業の認定を受けることが出来ます。

## ○ 職業相談・職業紹介を希望される方

求人検索機の稼働台数を制限させていただきます。

お持ちのスマートフォンなどでもご利用いただけるハローワークインターネットサービスによる求人検索のほか、電話や郵送、求職者マイページを活用した職業相談・職業紹介をご利用ください。

## ○ 平日夜間・土曜に職業紹介サービスを希望される方

県内で平日夜間（17：15～19：00）及び土曜日（10：00～17：00）開庁している、**前橋・高崎・太田ハローワーク**につきましては、以下の曜日に開庁しますが、引き続き、就職活動のための職業相談、紹介状の発行などを「**電話によるサービス**」でも、ご用件を承りますのでご利用ください。

### 【開庁曜日等】

ハローワーク	平日 17：15～19：00					土曜日 10：00～17：00
	月	火	水	木	金	
前橋 027-290-2111	○		○			—
高崎 027-327-8609		○		○		第2・4土曜日
太田 0276-46-8609	○		○			第1・3土曜日

## ◇ 事業主の方

### ○ 求人申込み

来所による求人申込みも可能ですが、引き続き、求人者マイページ、郵送をご利用ください。

新規高等学校卒業予定者を対象とする求人受理が6月1日から開始となりますが、一般求人同様、求人者マイページ、郵送をご利用ください。

### ○ 雇用保険適用（取得、喪失等）関係

来所による受付も可能ですが、引き続き、郵送、電子申請をご利用ください。

### ○ 助成金の相談・申請

現在助成金に関する問い合わせを多数いただいている状況であり、電話がつながりにくい状況で大変ご迷惑をお掛けしております。

各種助成金のご相談につきましては、各ハローワークのほか、以下のコールセンターでも相談いただけますので、ご利用ください。

**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、**

**個人向け緊急小口資金相談コールセンター**

**0120-60-3999 (受付時間：9：00～21：00 ※土日・祝日含む)**

なお、「雇用調整助成金」に係る支給申請につきましては、感染拡大防止のため、可能な限り郵送でお願いします。

郵送の場合は、管轄のハローワークへ直接お送りください。

◇ その他

可能な限り来所はお控えいただきますが、来所される場合でもマスクの着用等感染拡大防止措置にご協力をお願いいたします。

上記以外の業務の取扱いなどにつきましては、電話で管轄のハローワークへお問い合わせください。